

教育研究部局附属の教育研究施設に関する基本的な考え方

東京大学基本組織規則第 44 条の規定に基づく学部・研究科等・附置研究所（以下「教育研究部局」という。）附属の教育研究施設（以下「44 条施設」という。）は、法人化前の国立学校設置法及び同法施行規則に規定された教育研究施設に由来する。国立学校特別会計において施設ごとに予算配分される仕組みの下、多くの施設が施行規則の附則に時限を定め、法人化前の施設数は概ね 60 前後で推移していた。法人化後は、法令上の位置付けがなくなり、その間、社会から大学への期待の高まりに伴い、平成 28 年度以降は 100 を超える 44 条施設を置いているⁱ。

現在、本学は、指定国立大学法人として「知の協創の世界拠点」の形成を進めるなか、研究組織の機能向上に取り組んでおり、44 条施設についても、教育研究部局が自律的に設置する施設という大前提は不変のものとしつつ、本学の教育研究水準の維持・向上に向けて、引き続き重要な役割を果たしていくことが望まれる。これらの背景を踏まえて、44 条施設の在り方や運営について、これまで明文化されていなかった基本的な考え方を以下のとおり確認し、全学の共通認識事項とするものである。

1. 44 条施設の在り方

44 条施設は、教育研究部局の戦略に基づく特定目的の教育、又は研究を機動的に推進するとともに、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与することを目的とし、教育研究部局の責任と権限の下、自律的に設置、運営されるものとする。

2. 44 条施設の運営等

(1) 設置・廃止等

- ① 44 条施設の設置・廃止等は、「教育研究部局附属の教育研究施設の設置・廃止等の手続きについて」（平成 31 年 1 月 31 日役員会議決）に基づき行う。
- ② 新たに設置する 44 条施設のうち、短期的な達成目標を掲げつつ段階的な教育研究の展開を図るものや、緊急対応的な個別課題の解決に向けた教育研究体制を機動的に形成するのは、教育研究部局の判断で、当該施設の規則に設置期間を規定する。
- ③ 新たに設置した 44 条施設は、社会からの認知度の向上及び支援の拡大を図るため、大学の機構図等に掲載する。

(2) 自己点検・評価

- ① 44 条施設にかかる自己点検・評価は、「東京大学における自己点検・評価の基本方針」（平成 23 年 3 月 28 日役員会議決）に基づき、教育研究部局において定める方法により行う。

- ② 自己点検・評価に際しては、学術の動向や社会的要請等を踏まえて、諸活動の現状や課題を確認するとともに、組織見直しの必要性について検証を行う。
- ③ 設置期間の満了を迎える 44 条施設は、自己点検・評価の結果を踏まえて、廃止、改組、又は設置期間の更新等について判断し、必要な手続きを行う。

(3) その他

- ① 44 条施設の設置、運営にあたっては、教育研究の発展に寄与するという本旨に鑑み、教職員の事務負担等が過度に課されるものにならないよう配慮する。
- ② 44 条施設の運営のために必要となる人員、施設・設備、及び経費等は、自律的に設置する施設であることに鑑み、教育研究部局自らが措置する。

ⁱ 44 条施設には、大学設置基準により設置が義務付けられる附属施設が含まれる。平成 31 年 1 月現在、総合研究機構、生態調和農学機構、演習林、牧場、動物医療センター、水産実験所、及び薬用植物園の 7 施設がある。